

## 事業事前評価表

国際協力機構社会基盤・平和構築部  
運輸交通・情報通信グループ第二チーム

### 1. 案件名

国名： バングラデシュ人民共和国

案件名： 和名 国際空港保安能力強化プロジェクト

英名 The Project for Security Improvement of International Airports

### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における航空セクターの現状・課題および本事業の位置付け

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」）にはダッカ、チッタゴンおよびシレットの三都市に国際空港が設置されており、急成長する社会経済活動を支えるインフラとして重要な役割を担っている。同国は近年、年平均6%以上の経済成長を遂げており、航空旅客の年平均増加率が約10%に達するなど、航空需要が急速に拡大している。一方、バングラデシュはテロリストの脅威にさらされており、同国の発展に重大な影響を与える懸念点となっている。同国におけるテロ事件発生件数は、2015年は459件と世界第8位の規模にあり、テロによる脅威レベルは高水準に留まっている。

このような状況において、バングラデシュの空港管理者であるバングラデシュ民間航空庁（CAAB: Civil Aviation Authority, Bangladesh）は、政府の次期開発戦略（第7次五か年計画）に基づき、テロ行為の標的となりやすい空港のセキュリティ対策強化を進めている。我が国も無償資金協力「航空保安設備整備計画」（2014年～2017年）を実施し、ダッカ国際空港の受託手荷物に関する検査体制の強化等の協力を行ってきた。

今般、バングラデシュ政府は、同国の国際空港における旅客および貨物検査の検査体制の一層の強化を図ることを目的として、我が国に対して空港保安検査機材の供与と検査官等の能力開発を目的とした技術協力プロジェクトを要請した。

(2) 航空セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

本プロジェクトは、「対バングラデシュ国 国別援助方針」（2012年6月）の重点分野「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」における「運輸・交通インフラを整備し、人とモノの効率的な移動の促進」に合致する。また、JICAの国別分析ペーパー（JCAP）の「JICAの援助基本方針と重点分野」の「経済成長と産業競争力を支える基盤となるインフラの整備」に謳われている「人・モノの移動の効率化と国土の均衡ある発展を目指して、全国の運輸交通ネットワーク（道路・橋梁・港湾・空港等）の整備を支援」に合致する。更には、「国際協力事業安全対策会議」

の最終報告書において謳われた「開発途上国政府の治安能力構築支援」の方針にも合致する。

### 3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本プロジェクトは、当該国の3つの国際空港（ダッカ、チッタゴン、シレット）において空港保安業務を担うバングラデシュ民間航空庁（CAAB: Civil Aviation Authority, Bangladesh）に対して空港保安機材を供与するとともに保安検査官等の能力開発に関する技術支援を行うことにより、CAABの航空保安能力を向上させることを目的とする。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

CAAB本部、ダッカ国際空港、チッタゴン国際空港、シレット国際空港

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

1) 直接受益者：対象3空港で航空保安業務に従事するCAAB職員

2) 間接受益者：対象3空港を利用する航空会社、旅客、貨物運送者

(4) 事業スケジュール（協力期間）：2017年11月～2019年12月（2年2カ月）

(5) 総事業費（日本側）：約8.0億円（現時点での想定額）

(6) 相手国側実施機関：バングラデシュ民間航空庁（CAAB）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側：

① 専門家派遣：

チーフアドバイザー/安全管理専門家、空港保安訓練専門家、貨物検査専門家、旅客検査専門家、機材調達専門家 その他必要に応じて検討

② 本邦研修：

安全管理ワークショップ、航空セキュリティ技術研修、その他必要に応じて検討

③ 供与機材：

航空貨物用コンベヤ搭載型CT検査装置：2台（ダッカ空港）

航空旅客検査装置（ボディスキャナー）：6台（ダッカ空港、チッタゴン空港、シレット空港）

2) バングラデシュ国側：

① カウンターパート：

エグゼクティブプロジェクトディレクター、プロジェクトディレクター、プロジェクトコーディネーター

② プロジェクト事務所（机、椅子、インターネット回線を含む）：CAAB内

③ 運営維持管理費：供与機材の維持管理費、供与機材設置に係る付帯工事、JICAが供与する以外の機材・材料の供給または交換、CAABカウンターパートの国内旅費・日当

#### ④ プロジェクト関連資料・情報

#### (8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

##### 1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリ分類 : C

② カテゴリ分類の根拠 :

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性、または影響を受けやすい地域に該当せず、環境や社会への望ましくない影響はほとんどないと判断される。

##### 2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減 :

本プロジェクトの直接的裨益対象である CAAB の空港保安関係職員には女性が含まれており、待遇面等で性別による差はないことから、本プロジェクトはジェンダー平等推進にも寄与すると考えられる。

3) その他 : 特になし

#### (9) 関連する援助活動

##### 1) 我が国の援助活動

技術協力 : 実績なし。

有償資金協力 :

「チッタゴン空港開発事業」(2003年完工 借款契約総額 109 億円)

無償資金協力 :

「航空保安設備整備計画」(2014年~2017年 贈与契約総額 24 億円)

##### 2) 他ドナー等の援助活動

CAAB に対しては、英国政府が民間企業 (Redline Assured Security) を通じて、空港保安に関するアドバイザリー業務を実施している

CAAB は英国の Redline Assured Security 社と契約し、空港セキュリティに係る制度・規定類の整備、民間航空訓練センターにおけるセキュリティ研修コースの整備、ダッカ空港におけるオペレータの能力向上等を実施している。Redline 社は、我が国の無償資金協力「航空保安設備整備計画」にて整備された空港保安機材 (デュアルビューX線と ETD) を利用した検査の技術指導を行っており JICA による支援と連携がなされている。

なお、本プロジェクトで供与する機材 (EDS、ボディスキナー) に対する技術協力は Redline 社の契約範囲外であり、本プロジェクトとの重複はない。

## 4. 協力の枠組み

### (1) 協力概要

1) 上位目標と指標 :

3 国際空港において CAAB が国際的要件に合致した保安検査を持続的に実施している。

#### 指標

1. ダッカ空港において、国際的要件に合致した貨物保安検査が持続的に実施されている。
2. 3 国際空港において、国際的要件に合致した旅客検査が持続的に実施されている。

#### 2) プロジェクト目標と指標 :

3 国際空港における CAAB の保安検査能力が改善している。

#### 指標

1. ダッカ空港において、国際的要件に合致した貨物保安検査が実施される。
2. 3 国際空港において、国際的要件に合致した旅客検査が実施されている。

#### 3) 成果

成果 1 : ダッカ空港における国際貨物検査に係る CAAB の能力が向上している

成果 2 : 3 国際空港における旅客検査に係る CAAB の能力が向上している

成果 3 : CAAB 担当者の空港保安に係る知識が向上・深化している

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- ・プロジェクト期間中、民間航空観光省がプロジェクトの実施を支持すること。

### (2) 外部条件 (リスクコントロール)

#### 成果発現のための外部条件

- ・プロジェクトで訓練された CAAB の保安要員、指導者、監督者が CAAB で継続的に勤務すること。
- ・プロジェクトの実施において、CAAB が十分なオーナーシップを発揮すること。
- ・バングラデシュ国およびプロジェクトサイトの治安状況が著しく悪化しないこと。

#### プロジェクト目標達成のための外部条件

- ・プロジェクトで訓練された CAAB の保安要員、指導者、監督者が CAAB で継続的に勤務すること。

#### 上位目標達成のための外部条件

- ・プロジェクトで訓練された CAAB の保安要員、指導者、監督者が CAAB で継続的に勤務すること。

## 6. 評価結果

本事業は、バングラデシュ国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

## 7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

- (1) 類似案件の評価結果：なし
- (2) 本事業への教訓（活用）：なし

## 8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
  - 4. (1) のとおり
- (2) 今後の評価計画  
事業終了3年後に事後評価
- (3) 実施中のモニタリング計画
  - 1) 事業開始後6か月毎：プロジェクトモニタリングシートによるモニタリング
  - 2) 事業開始後、各年1回の合同調整委員会（Joint Coordination Committee）における実施期間との定期合同レビュー